

工事写真管理における電子媒体の使用について

水道施設および給水装置工事の写真管理に関して、電子媒体の使用により写真等を提出する場合の標準仕様を下記のとおり定める。

記

1. 有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標（100万画素程度）とする。
2. 写真1枚の目安容量は、500KB程度以下（100万画素程度）とし、撮影モードは1024×768ドット以上とする。
3. 写真ファイルの記録形式はJPEGとし、圧縮率は1/8以下とする。
4. 原則として、写真編集を認めないが、監督職員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は認めることとする。
5. 写真プリントを標準とするが、プリンター印刷の場合は、フルカラー600dpi以上とする。
6. インク・用紙等は通常の保管条件のもと、5年間程度で顕著な劣化が生じないものとし、用紙は光沢紙（片面、両面）以上のものとする。
7. 工事写真帳はA4版綴りとし、プリンター印刷の場合は、原本として電子媒体（CD、DVD）を提出する。
8. その他詳細は、デジタル写真管理情報基準（案）「山口県土木建築部」を参考にしてよい。